

地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について

- 1 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日。以下「要綱」という。）は、廃止する。
- 2 要綱に基づき行うことを決定した交付金（要綱第3に規定される交付担当大臣等（以下「交付担当大臣等」という。）に移し替えた予算で平成25年度以降の年度に繰り越されたものを含む。以下「交付金」という。）については、要綱は、なお効力を有する。
- 3 社会資本整備に関する事業、農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、自然環境整備に関する事業、生物多様性保全回復整備に関する事業及び循環型社会形成推進に関する事業（国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除く。）について、要綱に基づき平成24年度に交付決定した国費とその事業費に見合う国費との間で差額が生じた場合の調整は、交付担当大臣等が補助する事業において行うものとする。
- 4 要綱に基づき行うことを決定した交付金を充てて実施した事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）に基づき国の負担又は補助の割合を引き上げることとされているものについては、平成25年度以降は、各交付担当大臣等が措置するものとする。
- 5 要綱第11の規定により地方公共団体が行うこととしていた「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」（1）及び（2）の評価については、平成25年度以降に評価を行うものについては、各交付担当大臣等からの指示によるものとする。
なお、各交付担当大臣等は、要綱と同等程度の評価を地方公共団体へ求めるものとする。